

# 『漢書』百官公卿表訳注稿 (四)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

一〇、太僕

## 原文

太僕、秦官(1)。掌輿馬(2)。有兩丞(3)。屬官有大廐・  
未央・家馬三令、各五丞・一尉(4)。又車府・路軫・騎馬・  
駿馬四令・丞(5)、又龍馬・閑駒・橐泉・駒駮・承華五監長・  
丞(6)、又邊郡六牧師苑令、各三丞(7)、又牧橐・昆蹄令・  
丞(8)、皆屬焉(9)。中太僕(10)掌皇太后輿馬、不常置  
也(11)。武帝太初元年、更名家馬爲桐馬(12)、初置路軫。

## 訓読

太僕は、秦官なり(1)。輿馬を掌る(2)。兩丞有り(3)。  
屬官に大廐・未央・家馬の三令有り、各おの五丞・一尉(4)。  
又た車府・路軫・騎馬・駿馬の四令・丞(5)、又た竜馬・閑駒・  
橐泉・駒駮・承華の五監長・丞(6)、又た辺郡六牧師苑令、  
各おの三丞(7)、又た牧橐・昆蹄令・丞(8)、皆な焉に属

## 現代語訳

す(9)。中太僕は(10)、皇太后の輿馬を掌るも、常には置  
かざるなり(11)。武帝太初元年、家馬を更名して桐馬と為  
し(12)、初めて路軫を置く。

太僕は、秦官である(1)。皇帝の輿と馬を管理する(2)。  
二丞がある(3)。

屬官には大廐・未央・家馬の三令があり、それぞれに五丞  
と一尉がある(4)。また車府・路軫・騎馬・駿馬の四令・  
丞(5)、また竜馬廐・閑駒廐・橐泉廐・駒駮廐・承華廐の  
五監長・丞(6)、また辺郡の六つの牧師苑の令とそれぞれ  
の三丞(7)、また牧橐・昆蹄の令・丞(8)、いずれも太僕  
に属する(9)。

中太僕は(10)、皇太后の輿と馬を管理するが、常置の官  
ではなかった(11)。

武帝太初元年(前一〇四)、家馬を改名して桐馬とし(12)、

初めて路輪を置いた。

**【注釈】**

(1) **【注】** 応劭がいう。周の穆王が置いたものである。そもそも衆僕を大いに御する長という意であり、中大夫である。

**【補注】** 齊召南がいう。『周礼』夏官・司馬叙官には「太僕。下大夫が二人」という記載があり、秦に始まったということはできない。周の穆王は、伯冏を太僕に任命しただけであり、穆王がこの官を創設したということもできない。「秦官」という表の記載とその応劭注はいずれも誤ったものである（以上『官本考証』）。

**【考証】** 応劭と齊召南の説は誤っている。応劭の注は『史記』卷四・周本紀に「王道が衰退したため、穆王は文王・武王の道が絶えてしまったことを残念に思い、伯冏に命じて太僕に国政についてくり返し訓誡し、「繫命」をつくった」とあるのに対するものである。齊召南がいうように、『周礼』夏官・司馬に大僕が見えるが、その職掌は「儀礼での王の服装や立ち位置を掌る」というもので、漢の太僕の職掌の起源とすることはできない。『史記』周本紀の太僕も、その職掌は漢の太僕とは大いに異なるものであり、漢の太僕の起こりを周の穆王期に求めることはできない。

百官表に「太僕は秦官」とあるが、秦代の太僕の実態については明らかでない。

秦の太僕の属官については、『史記』卷六・秦始皇本紀や卷八七・李斯列伝、卷八八・蒙恬列伝に趙高が中車府令であったという記載がある。この中車府令に加えて、一九九五年以降、西安の相家巷遺跡から出土している秦の封泥には馬廐に関わるものが多く、「秦廐」「家馬」「車府」「騎馬」などは太僕の属官であった可能性もある〔周曉陸・路東之 二〇〇〇〕。

漢初の「二年律令」秩律に、大僕は二千石の官として見える。

(2) **【補注】** 王先謙がいう。百官志二によれば、「天子が出御するたびに天子の乗り物をすすめ鹵簿たてまつを上る。大駕を用いる場合は、太僕が天子の車の御者となる」とある。

**【考証】** 漢の太僕の職掌は皇帝の輿馬の管理や御者となるだけでなく、馬政全体を統括するものであった〔安作璋・熊鉄基 一九八四〕。特に武帝期に軍事における馬の重要性が増したことにより、その職務も重視されるようになったと考えられる。軍馬の養成と供給の実態は必ずしも明らかでないが、漢の最大規模の養馬機関である牧師苑が大僕に属していたことから、その軍馬の供給源となっていたことが想定される〔龔留柱 一九八七〕。

なお、「安作璋・熊鉄基 一九八四」では、『双劍謠古

器物図録』に著録された「右太僕印」の封泥を根拠に、左右二人の太僕がいたとする。典籍史料上では左太僕や右太僕という表現は確認できないが、太僕が複数いたことをうかがわせるものがある。百官表下では、高祖元年（前二〇六）に夏侯嬰が太僕になったのち、高祖六年（前二〇一）に汲侯公上不害が太僕に就任したことを記す。『史記』卷一八・高祖功臣年表にも、公上不害は「高祖六年、太僕となり、代の陳豨を討伐して功績があり、千二百戸の侯となり、趙の太傅となった」とあり、百官表下の記載と合致している。ところが卷四一・夏侯嬰伝には「夏侯嬰は劉邦が沛で起こつて以来、常に太僕として従つた」とあり、百官表下でも文帝八年（前一七二）に「太僕嬰が薨じた」とあるように、夏侯嬰が高祖期から一貫して太僕であったかのように記している。夏侯嬰が太僕であり続けたとすると、高祖六年の公上不害の太僕就任により、二名の太僕が存在したことになり、ここに左右太僕の存在した可能性がある。

王先謙補注に見られる鹵簿とは、出御の際の車駕の順序を記した帳簿のことであり、転じて車馬行列そのものを指すようになった。『漢官儀』に「天子の車駕の順序を鹵簿という。大駕、法駕、小駕がある」とある。『漢旧儀』によれば大駕は祀天に、法駕は祀地に、小駕は五郊・明堂・宗廟の祭祀に用いる。大駕の次第は『漢官儀』

によると「公卿が行列の先導を行い、天子の車には大將軍が同乗し、太僕が自ら御した」とある。太僕が実際に御者を務めることがあったのは、卷四六・石奮伝に「石慶が太僕となった。出御のとき、皇帝が車中でこの馬車は何頭立てかを尋ねたところ、石慶は鞭で馬を数え、手を挙げ「六頭です」と答えた」とある記載からわかる。

(3) 補注 王先謙がいう。太僕丞の例は、張敞伝に見える。百官志二には、後漢では「丞が一人で、その官秩は比千石」とある。

考証 『封泥攷略』には「太僕丞印」の例がある。  
(4) 注 顔師古がいう。家馬とは、天子の私用に供される馬を管轄する。祭祀や外征・治安に用いるものではないために家馬というのである。

補注 沈欽韓がいう。家馬という字は『管子』問篇に見える。武帝は戦車や騎馬に用いる馬が少ないために、「上は封君から下は三百石の吏にまで、牝馬を天下の亭に位に応じて供出させた。亭に字馬「めす馬」を飼育するものがあり、毎年馬を繁殖させることを課した」（卷二四下・食貨志下）。家馬という名はおそらくここから始まったものである（以上、『漢書疏証』卷四）。

王先謙がいう。大厩丞の例は、咸宣伝に、未央厩令の例は、霍光伝・外戚伝上に、家馬官の例は、地理志上に見える。百官志二には、後漢では「未央厩令は一人。皇

帝の車を引く馬と厩舎の諸馬を掌る。前漢では六厩があり、いずれも六百石の令であったが、後漢になると簡略化され、わずかに一厩が置かれただけである」とある。大厩・未央・家馬、そして以下の路輪・騎馬・駿馬を合わせて六厩としたと考えられる。

〔考証〕王先謙は「未央厩令」が卷六八・霍光伝に見えるとするが確認できない。

沈欽韓の「家馬」への注は意味の説明になっていない。食貨志下に見える「字馬」を「家馬」と混同したのである。

未央・家馬については、未央厩・家馬厩と呼ばれていたことが、それぞれ卷九七上・外戚伝上・上官皇后および卷二八上・地理志上の臣瓚注によりわかる。『三輔黄图』卷六・厩によれば、「未央大厩は漢の長安城中にあった」とある。

なお百官志二に見られる六厩に関して、王先謙はこれを「大厩・未央・家馬・路輪・騎馬・駿馬」のこととするが、『通典』卷二五・職官七・太僕卿では「大厩・未央・路輪・竜馬・駒駉・承華」とし、『漢旧儀』では「大厩・未央・路輪・騎馬・駒駉・承華」とするなど異説がある。沈家本は『漢律摭遺』卷一三・厩律の中で、路輪厩が増置される太初元年以前と以後とに分けて六厩を考え、以前のものを、大厩・未央・家馬・車府・騎馬・駿馬とし、

以後を大厩・未央・車府・路輪・騎馬・駿馬とする。つまり家馬が桐馬と改称され、職掌が馬乳の管理に移行したため、代わりに路輪を置いたと考えたのである。(6)の〔考証〕でもふれるが、前漢期を通じて厩名の変更や厩の増置があり、六厩を特定するのは困難である。むしろ『漢書』や前漢期の典籍史料に現れない六厩という言葉が『続漢書』に突然現れることについては、『周礼』夏官・校人の「六厩で一校となる。校には左右がある」という記載を意識した可能性が考えられる。

(5) 〔注〕伏儼がいう。(路輪令は)皇帝の路車(大車)を掌り、また、すべての小車を掌る。輪とは、今(後漢代)の小型の馬車で曲輿(不明)のものである。

顔師古がいう。輪の音は零である。

〔補注〕王先謙がいう。車府令は秦官であり、『史記』卷六・始皇本紀に見え、芸文志にも見える。路輪厩は未央宮にあり、騎馬厩は長安城外にあったことは『三輔黄图』に記されている。騎馬令の例は、嚴安伝に見える。駿馬監の例は、傅介子伝に見える。百官志二に、後漢は「車府令一人、官秩は六百石である。皇帝の諸車を管理する。丞は一人」とある。

(6) 〔注〕如淳がいう。橐泉厩は橐泉宮の下にあった。駒駉とは野馬のことである。

顔師古がいう。閑とは闌(欄)のことである。馬を飼

育する場所であるために閑駒というのである。駒駉は北海中に産出される。その姿は馬に似ており野馬ではない。駒の発音は、徒高の反である。駉の音は塗である。

**補注** 沈欽韓がいう。卷六八・金日磾伝に「武帝は日磾を馬監とした」とあるが、おそらくいづれの馬監か分からなかったのであろう。『三輔黄图』には「大宛厩は長安城外にある」とあり、おそらくこれが竜馬監のことではないだろうか。また同書には「駒駉厩は長安城外にある」ともある。『漢官儀』に「承華厩・駒駉厩はいずれも馬が万匹で、その令の官秩は六百石である」とある（以上、『漢書疏証』卷四）。

**王先謙**がいう。卷七〇・傅介子伝に見える平樂厩監、同・蘇武伝に見える移中監がこの表に入っていないのがいかなる理由によるのかは分からない。百官志二には（五監の）記載はないが、劉昭注には『古今注』を引いて「漢安元年（一四二）、承華厩令を置いた。官秩は六百石」とあり、ただ承華の名が残るのみである。

**考証** 太僕の属官についての注・補注の記載にはかなりの混乱がある。五丞を持つ大厩・未央・家馬の三令と、車府・路輪・騎馬・駿馬の四令はすべて厩を管理するものであり、その職掌は次の竜馬・閑駒・橐泉・駒駉・承華の五監とも共通するものと思われる。そのため大厩令から承華監までの太僕属官の職掌は、実際には管轄する

厩の規模の大小を示すだけであると考えられる。また、『三輔黄图』卷三・未央宮に「路輪厩は未央宮中にあり、宮中の輿馬を管理した。未央厩とも呼ばれた」とあるように、名称の異同、時期による変化も考慮する必要がある。「何谷生 一九九五」。

如淳の注に見える「橐泉宮」は秦漢期の離宮で、現在の陝西省鳳翔県西南の長青郷孫家南頭一帯にあったと考えられる。付近では「橐泉宮当」の瓦当が出土している。「張永祿 一九九三」。

(7) **注** 顔師古がいう。『漢官儀』にいう「牧師諸苑は三十六箇所で、北辺・西辺に分けて置かれ、三十万頭の馬を分けて飼育していた」と。

**補注** **王先謙**がいう。百官志二に「牧師苑はいずれも令官であり、馬の飼育を職務とし、河西六郡の境域中に置かれていた。後漢以来、いずれも廃止された」とある。苑と苑は通用字である。

**考証** 『唐六典』卷一七・太僕寺・上牧の注に『漢旧儀』を引いて、「太僕の牧師諸苑三十六箇所は、北辺・西辺に分布し、郎を苑監とし、官奴婢三万人に各所で馬三十万頭を養わせ、その中から選抜し調教したうえで六厩に供給した。牛や羊は数えきれず、これを犠牲に用いた」とあり、辺郡の牧師苑から選別された馬が六厩

(4) **考証**を参照)に送られていたことがわかる。

牧師苑の位置について、百官表では単に「辺郡」とするのに対して、師古注が引く『漢官儀』は「北辺・西辺」と、百官志二は「河西六郡の境域中」とする。また錢大昭は、漢代の牧師苑は「隴西・天水・安定・北地・上郡・西河」の六郡にあったが、卷二八下・地理志下ではそのうち北地郡郁郅県の一箇所だけを記録したと述べ、またこの六郡以外に遼東郡襄平県にも牧師官があったことを指摘する（『漢書弁義』卷一五・地理志下）。ただし、地理志下では北地郡靈州県の河奇苑・号非苑について、顔師古は「苑とは馬牧を謂う」と注しており、同郡帰徳県の堵苑・白馬苑、西河郡鴻門県の天封苑などの「苑」も牧師苑に関わる施設だと推定される。

(8) **注** 応劭がいう。橐とはらくだのことである。昆蹠とは良馬の名である。蹠の音は啼である。

如淳がいう。『爾雅』積畜には「昆蹠は研なるもので、善く甌を升るものなり」とあり、これに因んで厩の名としたのである。

顔師古がいう。牧橐とはらくだを放牧することである。昆とは獣の名である。「蹠が研である」とは、その蹄の底が平らであるのをいう。「善く甌を升る」とは、甌のような形の山を登ることができるとをいう。蹠とは昔の蹄の字のことである。研の音は五見の反。甌の音は言、またの音は牛偃の反である。

**補注** 沈欽韓がいう。『爾雅』積畜の郭璞注に「昆蹄は蹄が研のようで、健しく山に登る。秦代には駮蹄苑があった」とある。『經典積文』に舍人の説を引いて「駮蹄とは溷蹄のこと」という。邵晋涵は『爾雅正義』積畜で、顔師古の説は誤りであって、応劭の説が正しいという（以上、『漢書疏証』卷四）。

**考証** 沈欽韓引用の『爾雅』の郭注は積畜ではなく積蓄に見られる。

『爾雅』積畜に「昆蹄は（蹄が）研にして善く甌を陞る」とあり、この甌を郭樸と顔師古は、甌と解釈して「甌のような形の山」としているが、甌は嶺（大山から分かれた小山）に通じる。嶺は、『詩経』大雅・公劉に「涉れば則ち嶺に在り、復た降りて原に在り」とあり、毛伝に「嶺は、小山、大山に別るる也」と見える。郭樸と顔師古は、「甌」の字を無理に解釈している。

昭帝平陵の三号陪葬坑から木製の四頭の駱駝が牽引する車の明器が発見されており「漢平陵考古隊二〇〇二」、牧橐令で飼われていた駱駝はこのように使用されていたと考えられる。

(9) **補注** 王先謙がいう。卷九九中・王莽伝中に「太僕を改称して太御とした」とある。

(10) **補注** 王先謙がいう。官本（武英殿本）に付された考証には「監本が太僕の後で改行して記すのは誤りである。

そもそも九卿の属官、例えば、奉常の博士、光祿勳の大夫・郎・謁者・期門・羽林・僕射などは、宋本ではすべて改行していない」とある。今はこれに従っておく。中太僕の例は、王尊伝・母将隆伝・石顕伝・外戚伝に見える。

**〔考証〕** 中太僕には史立（卷七七・母将隆伝、卷九七・外戚伝）や石顕（卷七六・王尊伝、卷九三・佞幸伝）のように宦官が任命された。なお中太僕の官秩については、卷九三・佞幸伝石顕の「元帝が崩御し、成帝が即位すると、石顕を異動させ長信中太僕とした。官秩は中二千石である」という記載があるが、『漢書』本文に、官名の後に官秩が記される場合は通常と異なる官秩であることが多い。「二年律令」秩律では、「□大僕、秩各千石」とあり、この「□大僕」は中大僕のことと考えられている。

**〔11〕補注** 王先謙がいう。百官志四によると後漢は「中宮僕一人」とあり、「太」の字を省いている。

**〔12〕注** 応劭がいう。乳馬を管理し、その馬乳を搾りそれを柶治する（ゆり動かしてつくる）。味は酸味があり飲むことができる。これに因んで官に名づけたのである。

如淳がいう。乳馬を管理し、なめしがわで夾兜（ふくら）をつくり、数斗を受け、馬乳を満たし、その上把（肥）を柶取した（ゆり動かして上にたまった固体を取り去る）。これに因んで柶馬と名づけたのである。卷二二・礼楽志に、丞相孔光が奏上して楽官七十二人を廃し、大

官（太官）に異動させ馬酒を柶させたとある。今、梁州ではまた馬酪を馬酒という。

晋灼がいう。柶の音は、挺柶の柶なり。

顔師古がいう。晋灼のいう音が正しい。柶の音は、徒孔の反。

**〔補注〕** 銭大昭がいう。『説文解字』一二上に「柶とは攪引する（推し引きする）ことである。漢に柶馬官があつて馬酒を作つていた」とある（以上、『漢書辨疑』卷九）。王先謙がいう。官本は、「把」を「肥」に作るが、これが正しい。

**〔考証〕** 注に引かれた如淳は卷二二・礼楽志を引用するにあつて原文を節略している。原文では丞相孔光と大司空何武が奏上し「（略）師学一四二人のうち、七十二人は大官の柶馬酒に給し、七十人は罷めさせるべきです」とある。

## 一一、廷尉

### 原文

廷尉、秦官（1）。掌刑辟（2）。有正・左・右監、秩皆千石（3）。景帝中六年、更名大理、武帝建元四年、復爲廷尉。宣帝地節三年、初置左・右平、秩皆六百石（4）。哀帝元壽二年、復爲大理（5）。王莽改曰作士（6）。

## 訓読

廷尉は、秦官なり(1)。刑辟を掌る(2)。正・左・右監有り、秩は皆な千石(3)。景帝中六年、名を大理と更め、武帝建元四年、復た廷尉と為す。宣帝地節三年、初めて左・右平を置き、秩は皆な六百石(4)。哀帝元寿二年、復た大理と為す(5)。王莽改めて作士と曰う(6)。

## 現代語訳

廷尉は、秦官である(1)。司法を掌る(2)。

属官に廷尉正・廷尉左監・廷尉右監があり、いずれも官秩は千石である(3)。

景帝中六年(前一四五)、大理と改名し、武帝建元四年(前一三七)、また廷尉に戻した。

宣帝地節三年(前六七)、初めて廷尉左平・廷尉右平を置き、官秩はいずれも六百石とした(4)。

哀帝元寿二年(前一)、また大理とした(5)。王莽は作士と改名した(6)。

## 注釈

(1) 注 応劭がいう。訴訟を裁く際は、必ず朝廷に意見を求めて、衆人とこれを共にする。軍事と司法は制度を同じくするため廷尉というのである。

顔師古がいう。廷は平という意味である。裁判は公平

を重んじるので廷尉と称した。

補注 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀に「廷尉(李)斯」とある。

周寿昌がいう。『韓詩外伝』卷二に「晋の文公は李離を理とした」とある。『呂氏春秋』勿躬篇では斉の宏章が大理となっている。『説苑』至公篇によれば、楚に廷理の官がある。『新序』節士篇では、楚の石奢が大理となっている。これらの国々はいずれも「理」あるいは「大理」という官名である。ただ秦だけが「廷尉」と称している(以上、『漢書注校補』卷一一)。

考証 注に引かれた応劭の「衆人とこれを共にする」という文章の原文は「與衆共之」である。同じ句は卷七七・劉輔伝にあり、顔師古は注を付け「衆人にその罪状を周知させて罰を下すこと」とする。また『礼記』王制篇に「疑獄、汜く衆と之を共にす」とあり、孔穎達疏に「罪状に疑念があり、判決を下せない場合は、広く衆庶と議論し決定すべきである」という意味とする。

また同注の「軍事と司法とは制度を同じくする」とは兵獄同制のことである。兵獄同制については「大庭脩一九八二b」、「小島祐馬 一九八八」を参照。

顔師古が廷を平とする意は、『後漢書』卷六八・郭太伝の注に引く『風俗通』に「廷は平なり。また正なり」とあるのによる。同様の解釈は『広雅』にも見える。



なお、補注の周寿昌の引用には現行本と一部文字の異同がある。周寿昌の引く「宏章」は、現行本『呂氏春秋』では「弦章」につくる。『新序』では石奢は「大理」ではなく「理」となっている。

(2) 補注 王先謙がいう。百官志二に「裁判を正しく行なうことを掌る。罪に応じた刑罰に当てることを上奏する。おおよそ郡国が罪名の疑わしい案件を上申した時は、すべて適切な判断をして回答する」とある。

(3) 補注 王先謙がいう。廷尉正の例は、広川王伝・張湯伝・黄霸伝および『後漢書』卷四三・何敞伝に見える。大理正の例は、何武伝に見える。廷尉監の例は、宣帝紀・淮南王安伝・息夫躬伝・丙吉伝に見える。また、廷尉正・廷尉監の例は、食貨志下・朱博伝に見える。百官志二に、後漢では「廷尉正と廷尉左監をそれぞれ一人置く」。廷尉右監を廃している。

考証 他の九卿とは異なり廷尉には丞がないが、これについて「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、廷尉正が廷尉の丞に相当するのだとしている。

なお景帝中六年（前一四五）に廷尉が大理と改名されたとき、属官の廷尉正が大理正となったことは卷六五・東方朔伝に、哀帝元寿二年（前一）に再度、大理となった際にやはり大理正となったことは卷八六・何武伝から分かる。

その他の属官として、「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、廷尉史・奏讞掾・奏曹掾・廷尉文学卒史・徒史・廷尉書佐・行冤獄使者・治獄使者も挙げている。

(4) 補注 銭大昭がいう。ここでは廷尉平の員数をいっていない。卷八・宣帝紀と卷二三・刑法志では定員は四人とある（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。廷尉平の例は、刑法志・馬宮伝に見える。百官志二に、後漢では「廷尉左平が一人」「詔獄（天子の詔による裁判）を評決することを掌る」。廷尉右平を廃している。

(5) 補注 王先謙がいう。大理の例は、何武伝に見える。

(6) 考証 王莽期の始建国元年（九）に、『尚書』舜典に見える咎繇を「士と作した」ことにちなんで「大理」を「作士」と改名した（卷九九中・王莽伝中）。

一一、典客

### 原文

典客、秦官。掌諸「侯」(1)・歸義蠻夷(2)。有丞(3)。

景帝中六年、更名大行令(4)、武帝太初元年、更名大鴻臚

(5)。屬官有行人・譯官・別火三令・丞(6)及郡邸長・丞(7)。武帝太初元年、更名行人爲大行令(8)、初置別火(9)。

王莽改大鴻臚曰典樂(10)。初置郡國邸屬少府、中屬中尉、

## 後屬大鴻臚(11)。

## 訓読

典客は、秦官なり。諸侯(1)・帰義蛮夷を掌る(2)。丞有り(3)。景帝中六年、名を大行令と更め(4)、武帝太初元年、名を大鴻臚と更む(5)。属官に行人・詛官・別火の三令・丞(6)及び郡邸長・丞有り(7)。武帝太初元年、行人を更名して大行令と為し(8)、初めて別火を置く(9)。王莽、大鴻臚を改めて典楽と曰う(10)。初め郡国邸を置くに少府に属し、中ごろ中尉に属し、後に大鴻臚に属す(11)。

## 現代語訳

典客は、秦官である。諸侯(1)・帰順してきた蛮夷を掌る(2)。丞が有る(3)。景帝中六年(前一四五)、大行令と改名し(4)、武帝太初元年(前一〇四)、大鴻臚と改名した(5)。

属官に行人・詛官・別火の三令・丞(6)、さらに郡邸長・丞が有る(7)。武帝太初元年、行人を改名して大行令とし(8)、初めて別火を置いた(9)。

王莽は大鴻臚を改めて典楽とした(10)。はじめ郡国邸を置いた際には少府に属したが、中ごろは中尉に属し、後に大鴻臚に属した(11)。

## 注釈

(1) 考証 原文では「掌諸歸義蠻夷」とある。『漢書』諸本を検討すると、王先謙が底本とした汲古閣本と官本(武英殿本)は同様であるが、北宋景祐本(百衲本)、南宋慶元本(上杉本)は「掌諸侯歸義蠻夷」に作る。『芸文類聚』巻四九・職官部五、『初学記』巻一二・職官部下および『太平御覧』巻三三二・職官部三〇に引かれたものも同じである。また典客の職制が蛮夷だけでなく、諸侯への接待も含まれていることから、ここでは「侯」の字を補い、「掌諸侯歸義蠻夷」とする。

(2) 考証 典客は文字通り、諸侯王国・列侯国・郡・諸外国などからの賓客を掌る官である。諸侯王・外国からの賓客を送迎接待し、朝会・郊祀・宗廟などの儀礼の際には、礼儀どおりのふるまいを介助する。爵位の封授されるにあたり礼儀を介助し、または印綬をさずける。使者およびその文書の取り次ぎにも責務を負った。郡国の上計吏の接待もその管轄である。武帝太初元年に主爵都尉から列侯を管轄する権限を継承し、成帝河平元年(前二八)に典属国の職務を継承した。接待と賓客儀礼の職務を本分とすることから、中央朝廷側が諸侯王を召し出す、あるいは罪状について問いただすような際には、諸侯王への礼遇として双方の接触を仲介したと考えられる。諸侯王が死去すると誅と諡を奏し、列侯が初めて封ぜられた

り就国したりすれば策を奏した(巻五・景帝紀、中二年)のもこうした職務の一環である。

「二年律令」秩律に、「典客」官秩二千石と見える。

(3) **補注** **王先謙**がいう。大鴻臚丞の例は、劉徳伝・文三王伝・武五子伝・外戚伝に見える。百官志二に、後漢には「丞一人」とある。

(4) **補注** **周寿昌**がいう。『史記』卷一一・孝景本紀には「令」の字が無い(以上、『漢書注校補』卷一一)。

**沈欽韓**がいう。『管子』小匡篇に「隰朋を任じて大行となすようお願いします」とあり、この官は古くからある(以上、『漢書疏証』卷四)。

**考証** 『春秋左氏伝』には使者の呼称として行人が複数見え、遅くとも戦国中期以降には行人の称が存在した。なお周寿昌がいうように「大行令」を「大行」と記す事例は、卷五二・韓安国伝の王恢、卷六一・張騫伝の張騫などを挙げることができる。同様の例は『史記』にも見える。正式名称と通称の違いであろう。

(5) **注** **応劭**がいう。郊祀・太廟に儀礼を行う際に九賓(天子の賓客)を介助する。鴻声でこれを臚伝する。

**補注** **王先謙**がいう。韋昭『弁釈名』に「鴻は大であり、臚は並ぶ順序である。大礼において賓客を整理させることである」とある。

**考証** 大鴻臚が何を意味するのかについては、①伝令、

②整理、③皮膚の三説がある。

①伝令説。注に引かれる応劭の説、「鴻声でこれを臚伝する」がこれである。この臚伝について、『史記』卷九九・叔孫通列伝に「大行が九賓を設け、臚伝した」とあり、その索隱に蘇林の説を引き「上が言葉を伝え下に告げることを臚と言ひ、下が言葉を伝え上に告げること」を句という」とある。応劭の説もこれと同じで、大声(鴻声)で命令を伝えること(臚伝)から大鴻臚という名称ができたことになる。

②整理説。補注に引かれる韋昭『弁釈名』の説がこれである。「大礼(鴻)において賓客を整理させること(臚)」と考えているのであろう。

③皮膚説。韋昭には、上の「整理説」以外にも別の説がある。『史記』卷一一・孝景本紀、景帝中六年条の「典客を大行と為す」の索隱に引かれた韋昭の説では「鴻とは声のことである。臚とは附皮のことである。言をもつて四夷賓客を掌るが、それは皮膚が外側にあつて身体についているようなものである」とあるのがそれである。『説文解字』四下に「臚は、皮也。肉に从う盧の声。膚は、籀文の臚」とあり、臚と膚が同字であることから、ここは臚を皮膚の意で解釈し、身体(王朝)と皮膚(四夷賓客)をくつつける職掌と解釈するのであろう。なお韋昭に二説ある理由は不明。

また、典客↓大行令↓大鴻臚と改名したことは、本文後段に属官の一つが行人令↓大行令と改名したと記されたことと併せて、名称のうえで少々混乱を招きがちである。熊谷滋三によれば、この間の経緯は以下のような。『史記』卷一一・孝景本紀、中六年四月の条には大規模な官名改称の記事があり、その一環として大行↓行人、典客↓大行という改名があったとされている。これを本表の記載と合わせると左のように図示できる。

秦・漢初 景帝中六年 武帝太初元年

典客 大行令 大鴻臚

大行令 行人令 大行令

つまり「大行令」という名称は、上官と属官に交互に用いられたことになる。これらの措置の意味するところは次のとおりである。漢初には、典客は「帰順してきた蛮夷」、大行令は「礼儀」をそれぞれ掌っていたが、景帝の頃から典客は諸侯王・列侯の管理を行うようになり、その結果、典客と大行令の間に統属関係が生じてきた。そこで景帝中六年にそれぞれを改名して、大行令（以前の典客）が行人令（以前の大行令）を正式の属官とするようになった。その後、諸侯王・列侯管理の職掌が拡大していった結果、太初元年に大行令を大鴻臚に、行人令をもとの大行令に改名した（以上「熊谷滋三二〇〇一」）。

なお、「大庭脩 一九八二a」は、武帝太初元年に改名された大鴻臚や執金吾、光祿勳などの官名は、従来の名称とは全く異質であることに注目し、この年の太初暦の施行に代表される受命改制の思想に基づくものとする。

(6) 注 如淳がいう。『漢儀注』に「別火は、獄令官であり、改火の事を主管する」とある。

補注 沈欽韓がいう。『論語集解』陽貨篇に馬融が『周書』月令に「更火令が有る」と云うのを引く。『逸周書』月令解を調べてもその事は無い。『淮南子』時則訓に「春は八風水を飲み、柘（やまぐわ）の木でおこした火で煮炊きし、夏は八風水を飲み、柘（やまぐわ）の木でおこした火で煮炊きし、秋は夏に同じくし、冬は松の木でおこした火で煮炊きする」とある。これは漢の改火の制であろうか（以上、『漢書疏証』卷四）。

王先謙がいう。行人は、後に大行令に改められた。大行丞の例は、張敞伝に見える。大行治令丞の例は、蕭望之伝に見える。訳官令の例は、儒林伝に見える。百官志二に、後漢では「訳官・別火の二令・丞を省いた」とある。考証 居延漢簡（一〇・二七簡）に改火のことをつかさどる別火官が見える「勞鞅 一九七六」「陳直 一九七九」。大行治礼丞は、卷七一・平当伝にも見える。平当の以後の官歴を見ると、大鴻臚文学、順陽長と昇進している。大行治礼丞は二百石以下の小吏である。

「訊官・別火の二令・丞」は、百官志二では「訊官・別火の二令・丞」とする。

(7) [注] 顔師古がいう。諸郡の邸の京師に在るものを掌る。

[補注] 錢大昭がいう。郡国朝見の際の宿舎で、京師に在るものを邸と名づける。卷四・文帝紀に「邸に至つて之を協議した」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。百官志二に、後漢には「郡邸長・丞を廢したが、郎に郡邸を管理させた」とある。

[考証] 郡邸には獄も設置されており、郡国から上計のため京師にやってきた者が罪をおかした際にはここで裁かれた。卷八・宣帝紀によれば、宣帝は幼いころここにいたという。

(8) [補注] 王先謙がいう。『史記』卷一一・孝景本紀に、景帝中六年(前一四五)、大行を改名して行人としたとある。本文の改名は二度目のことをいっただのである。大行の例は、律曆志・韋玄成伝に見える。百官志二に、後漢では「大行令一人、官秩は六百石。諸郎を掌る」とあり、また「丞一人、治礼郎四十七人」とある。

[考証] 行人の名称変更については(5)の[考証]参照。卷五・景帝紀、景帝中二年条には「諸侯王が死去すれば大鴻臚が諡・誄・策を上奏するが、列侯が死去した場合、大行が行う」とある。卷七三・韋玄成伝によると、列侯の嗣子をあらかじめ大行に報告させることもあつ

た。大行は列侯の管理を行ったが、これは武帝太初元年に主爵都尉が廢止されて以降の職掌であろう[熊谷滋三二〇〇一]。

(9) [補注] 王先謙がいう。訊官令・丞も(大行令と同じく)以前から存した。

(10) [考証] 王莽期の始建国元年(九)に、『尚書』舜典に見える夔に「樂を典らせた」ことにちなんで「大鴻臚」を「典樂」と改名した(卷九九中・王莽伝中)。

(11) [考証] 大鴻臚の属官として、「二年律令」秩律に、「大行走士」、官秩六百石が見える。

その他、「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、使主客・大鴻臚文学・大行卒史を挙げている。

一三、宗正

### 原文

宗正、秦官(1)。掌親屬(2)。有丞(3)。平帝元始四年、更名宗伯(4)。屬官有都司空令・丞(5)、内官長・丞(6)。又諸公主家令・門尉皆屬焉(7)。王莽并其官於秩宗(8)。初内官屬少府、中屬主爵、後屬宗正。

### 訓詁

宗正は、秦官なり(1)。親屬を掌る(2)。丞有り。平帝

元始四年、名を宗伯に更む(4)。属官に都司空令・丞(5)、内官長・丞有り(6)。又た諸の公主の家令・門尉は皆な焉に属す(7)。王莽、その官を秩宗に并す(8)。初め内官は少府に属し、中ごろは主爵に属し、後は宗正に属す。

### 現代語訳

宗正は、秦官である(1)。皇帝の親属を掌る(2)。丞がある(3)。平帝元始四年(四)、宗伯と改名した(4)。属官に都司空の令・丞(5)、内官の長・丞がある(6)。また、公主たちの家令と門尉もみな宗正に属している(7)。

王莽は宗伯の官を秩宗に統合した(8)。内官は、はじめは少府に属しており、中ごろには主爵都尉に属し、後に宗正に属した。

### 注釈

(1) 注 応劭がいう。周の成王の時、彤伯が入って宗正になった。

顔師古がいう。彤伯は宗伯になったのであり、これを宗正とはいわない。

補注 何焯がいう。宗正は宗伯ともいったのである。王莽はこれによって官名を改めたのである。したがって応劭の説は根拠がないわけではない。しかし、この説は単に後世の儒者の曲説であって、『周礼』とは合わない。

ゆえに班固は宗正を秦官と断定したのである(『義門読書記』巻一六)。

考証 彤伯は『史記』巻二・夏本紀に「彤城氏」が見え、その索隠に「按ずるに、周に彤伯があり、恐らく彤城氏の子孫であろう」とある。しかし、彤伯が周の成王の宗正や宗伯になったという記述は古籍には見えない。何氏が「後世の儒者の曲説」と言ったのは、平帝期に「周の成王の時、彤伯が宗伯になり、これが漢の宗正に相当する」という説が形成され、これによって宗伯への改名が行われたのであろう。何氏のいう「『周礼』とは合わない」とは、『周礼』では宗伯は祭祀を担当する官であり、漢の宗正とは職掌を別にすることをいう。

秦の封泥に「宗正」が見つかっている「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。

(2) 補注 王先謙がいう。百官志三に「王国の嫡庶の順次、および諸の宗室親属の遠近を記録し、郡国の歳ごとに上計に伴って宗室の名籍を奉ることを掌る。宗室の君のなかで法を犯し、その罪が髡以上に当たる者がいたならば、まずそのことを宗正に報告し、宗正が皇帝に上聞して、そこで皇帝が応えて裁決する」とある。

考証 補注の「宗室の君のなかで法を犯し、その罪が髡以上に当たる者がいたならば」の原文は「君有犯法髡以上」であるが、百官志三では「君」の字ではなく「若」

の字である。

(3) **補注** 王先謙がいう。宗正丞の例は、劉徳伝に見える。百官志三に、後漢には「丞は一人、官秩は比千石」とある。

(4) **補注** 周壽昌がいう。卷一二・平帝紀に見える。元始五年(五)に宗師を置き、郵書を得て宗伯に事をいうとある。宗師は宗伯の副であり、その属官ではないようだ(『漢書注校補』卷一一)。

**考証** 王先謙は周壽昌の文を誤って引用している。周壽昌は、元始五年の条に載る太皇太后の詔に基づき、「宗師は各王国の中にあつてその属籍を掌っている。宗伯の副にして属ではないようだ」としている。この詔には「宗室で太上皇(高祖の父)以来の親族は、それぞれ一族の者を率い、郡国に宗師を置いてこれを糾し教訓を施せ。二千石官で徳義ある者を選んで宗師とし、教令に従わないものや冤罪で失職するような者があれば、宗師は郵亭書によつて宗伯に告げ、以て聞を請うを得る」とある。

(5) **注** 如淳がいう。律に「司空は水及び罪人を主る」とある。賈誼は「之を司空に輸し、之を徒官に編む」(『新書』階級篇)といっている。

**補注** 王先謙がいう。都司空の例は、伍被伝・灌夫伝に見える。都司空令の例は、儒林伝に見える。百官志三に、後漢では「都司空令・丞を廢す」とある。

**考証** 卷四五・伍被伝、卷五二・灌夫伝にみえる都司空

も治獄の官である。永瑨『歷代職官表』卷一・宗人府では、宗室の者で罪を犯したものを罰するものであろうとする。また、伍被伝の注に「晋灼は、百官表の宗正に左右都司空あり、上林に水司空あり。皆な囚徒を掌る官なり」とある。

「陳直 一九七九」は、さらに踏み込んで磚瓦製作の監督とし、徒隸を多く用いたとする。採集された遺物に「宗正官瓦」瓦当、「宗正官瓦元延年」銘瓦片、あるいは「元延元年都司空瓦」・「都建平三年」瓦片などがあるが、それぞれ宗正、都司空で製作されたものであるとし、「都建平三年」瓦の銘文の「都」字は「都司空」の略称とみなす。「安作璋・熊鉄基 一九八四」も同様の解釈である。近年では「都司空瓦」瓦当が長安城の武庫と長安城内の南部から見つかっている(劉慶柱 二〇〇〇)。しかし、宗正属官が宮殿や都城の瓦を作っていたとは考えにくく、陳氏の説は再考を要する。また、銘文を重視するならば宮中の調度品などの製作を管轄していた少府属官の「左右司空」の可能性もある。詳しくは、少府を参照。

(6) **注** 顔師古がいう。卷二一上・律曆志上に内官は「分寸・尺・丈を掌る」とある。

**補注** 王先謙がいう。内官の例は、律曆志上・東方朔伝に見える。内官長の例は、眭弘伝に見える。

**〔考証〕** 一般には宮中の女官（巻四・文帝紀注の臣瓚が引く『漢秩祿令』及び『茂陵書』）や宦官（『史記』巻八七・李斯列伝）を指す。一方で律曆志上には「度は、分寸・尺・丈・引也。（中略）職は内官に在り、廷尉これを掌る」とあり、これに師古が注して「内官は、署名である」とするが、実際にどの様な職掌であったかは不明である。ただ、巻六五・東方朔伝には「隆慮主が死ぬと、昭平君は日ましに驕慢になり、酒に酔って公主の傅姆を殺し、内官で獄につながれた」とある。

「二年律令」秩律には「内官」の官秩六百石とあり、官職名であることは明らかである。

**〔7〕補注** 王先謙がいう。百官志三に、後漢では「主ごとに家令一人あり、官秩は六百石。その他の属吏の増減についてきまりはない」とある。

**〔8〕考証** 秩宗はもとの奉常のことである。「百官表訳注（二）二〇一一」参照。

#### 一四、治粟内史

##### 原文

治粟内史、秦官（1）。掌穀貨（2）。有兩丞（3）。景帝後元年、更名大農令、武帝太初元年、更名大司農。属官有太倉・均輸・平準・都内・籍田五令・丞（4）、幹官・鐵市兩長・

丞（5）。又郡國諸倉・農監・都水六十五官長・丞、皆屬焉（6）。驛粟都尉（7）、武帝軍官、不常置（8）。王莽改大司農曰羲和、後更爲納言（9）。初幹官屬少府、中屬主爵、後屬大司農。

##### 訓読

治粟内史は、秦官なり（1）。穀貨を掌る（2）。兩丞有り（3）。景帝後元年、名を大農令と更め、武帝太初元年、名を大司農と更む。属官に太倉・均輸・平準・都内・籍田の五令・丞（4）、幹官・鐵市の両長・丞有り（5）。又た郡国の諸倉・農監・都水の六十五官の長・丞も皆な焉に属す（6）。驛粟都尉は（7）、武帝の軍官にして、常には置かず（8）。王莽は、大司農を改めて羲和といい、後ち更めて納言と為す（9）。初め幹官は少府に属し、中ごろは主爵に属し、後に大司農に属す。

##### 現代語訳

治粟内史は、秦官である（1）。穀物と貨幣を掌る（2）。二人の丞がある（3）。景帝後元年（前一四三）、大農令と改名し、武帝太初元年（前一〇四）、大司農と改名した。

属官に太倉・均輸・平準・都内・籍田の五令・丞（4）、幹官・鐵市の二長・丞があった（5）。また郡国の諸倉・農監・都水の六十五官の長・丞はいずれも治粟内史に所属した（6）。



駿粟都尉は(7)、武帝の時に置かれた軍官で、常置の官ではなかった(8)。

王莽は、大司農を羲和と改名し、後に納言と改名した(9)。  
幹官は、はじめは少府に属しており、中ごろは主爵都尉に属し、後に大司農に属した。

### 【注釈】

(1)補注 王先謙がいう。治粟内史の例は、陳平伝に見える。また卷三四・韓信伝に「漢王は(韓)信を治粟都尉とした」とある。この治粟都尉とは内史の属官で、依然として秦の制に沿うものであった。そのため「治粟」を称したのである。治粟都尉の例は、食貨志に見える。

(2)補注 王先謙がいう。百官志三に「すべての錢穀金帛とすべての貨幣を掌る。郡国は四季ごとに月の一日の現錢穀簿を奉り、租税を滞納してまだ完納していなければ、それぞれ記録して区分けする。辺郡の諸官が租税(の分配)を願い出た時、いずれも給与する際に、多きを減らし寡きを増し、たがいに充足する状態にする」とある。

【考証】 百官志三の原文は「掌諸錢穀金帛諸貨幣。郡国四時上月旦見錢穀簿、其逋未畢、各具別之。辺郡諸官請調度者、皆爲報給、損多益寡、取相給足」である。この「逋」は租税の納入を滞納すること。「具別」は記録し分けること。「調度」は租税。「報給」は請求に対して応え

て供給すること。「給足」は充足することである。前漢時代の財政には、国家財政と帝室財政との区別があり、大司農は国家財政を担当し、少府が帝室財政を担当していた。詳しくは「加藤繁 一九五二」参照。

また「二年律令」金布律には「租・抵当・戸賦・園池の入錢は、県道官は勝手に用いてはならず、三ヶ月に一度、現在の金・錢の数量を二千石に上申し、二千石は丞相・御史に上申する」とあり、地方から中央への金銭の具体的な流れを示している。

(3)補注 王先謙がいう。丞の例は、宣帝紀・成帝紀・律曆志・食貨志・陳湯伝・蕭望之伝・循吏伝・酷吏伝に見える。百官志三には、後漢では「丞が一人、官秩は比千石。部丞が一人。官秩は六百石。帑臧(かねぐら)を掌る」とある。

【考証】 錢大昭は『漢書弁疑』卷九で「宣帝紀、五鳳四年(前五四)に大司農中丞耿寿昌の例があり、成帝紀永始二年(前一五)に大司農中丞王閔の例があり、律曆志に大司農中丞麻光の例がある。これらの「中丞」が二人の丞のうちの一である。御史大夫に二人の丞がいて、その一を中丞というふうなものである」としている。「陳直 一九七二」は、「大司農には丞が二人いる、その一を中丞という。耿寿昌がかつてこの職に任じられたことは、食貨志に見える」とする。常平倉の設置に関わる大司農

中丞耿寿昌の名は、先の宣帝紀と食貨志上に見られるほか、卷六九・趙充国伝・卷七〇・陳湯伝・卷七八・蕭望之伝・卷九〇・酷吏嚴延年伝にも見える。また錢大昭が指摘する以外の例として、卷二四下・食貨志下に桑弘羊が大司農中丞となり「すべての会計の事を主管し、漸次、均輸の官を置いて貨物を通じた」とある。

(4) [注] 孟康がいう。均輸とは、各地が租税を官に運納する場合、いずれもその土地の特産物を運納させ、その地方の時価を平(なら)す。官はさらに他所でこれ売る。運納する者にも便利で、官には利益があることをいう。

[補注] 王先謙がいう。①太倉の例は、律曆志に見える。太倉令の例は、刑法志に見える。百官志三に「郡国が伝漕する穀物を受領するのを掌る」とある。後漢では「一人、官秩は六百石。丞一人」である。

②均輸の例は、食貨志に見える。千乘郡均輸官の例は、地理志に見える。河東郡均輸長の例は、黃覇伝に見える。おそらく均輸の事は大司農によって総括されており、外郡にも均輸官があつてこれを監督したのであろう。

③平準の例は、食貨志・王莽伝に見える。平準令の例は、趙広漢伝に見える。百官志三に「平準令は、物価を治め、糸を練ったり染めたりすることを主管し、彩色をなすことを掌る」とある。後漢では「一人、官秩は六百石。丞一人」である。(百官志三のいうところは、前漢に平準

官を設置した意図とはすでに異なっている。)

④都内の例は、王莽伝に見える。都内主蔵官の例は、張延寿伝に見える。都内令の例は、尹翁歸伝に見える。桓譚『新論』に「漢代の人民からの税収は一年に四十億錢あまりになる。官吏への俸給にその半ばを支出し、残りの二十億錢は都内に収蔵して帝室財産とする。少府所轄の園池の仕事から得られる八十三億錢は日常の賜物に充てた」とある。

⑤籍田の例は、文帝紀・食貨志に見える。

[考証] ①太倉は、卷一下・高祖紀下に、高祖七年(前二〇〇)二月「蕭何に未央宮を建造させ、東闕、北闕、前殿、武庫、大倉を建てさせた」とある。『三輔黄圖』卷六・倉によると、「長安城外東南」にあつた。

②均輸の概略を示す史料として、[注]の孟康の説のほかに、『塩鉄論』卷一・本議篇の「以前は郡国諸侯はその地方の産物を受納していたが、往來が大変で産物も粗悪なものが多く、その費用を償うこともできないものもあつた。そのため郡国に輸官を置いて供給、輸送させ、遠方の貢納の便宜を図つたのである。そのため均輸という」を挙げることができる。その実態については諸説があるが、山田勝芳は研究史を整理した上で均輸の第一の目的は輸送の合理化であつたが、「元封元年段階では、全国に均輸官を設置し、算賦のうち京師への上供分で商

品価値の高い物品に転換し、京師その他で販売し、収益を挙げ」、平準とともに国営商業といふべきものになっていたと述べる「山田勝芳 一九八一」。均輸と平準についての研究史については「山田勝芳 一九九三」参照。

③平準については、『塩鉄論』巻一・本議篇に、先に均輸で挙げた史料に続けて「都に物資を集積する役所を設け、物資を独占する。価格が安ければ買い、高ければ売る。これなら国家は利益を失わず、商人が交易の利潤を上げることもない。そのため平準という」とあることや、『史記』巻三〇・平準書の索隠に「大司農属官の平準令・丞は、天下郡国の転販を均し、価格が高ければこれを売り、安ければこれを買う。価格の高低があるものを輸送し、都に集約させる。そのため「平準」と命じたのである」とあるのがその概要を記している。山田勝芳は、元封元年段階の京師に置かれた平準が「物価の平準化と売買による収益をめざした」とする「山田勝芳 一九八一」。

④都内については、「陳直 一九七九」は、『史記』巻一一・孝景本紀に見える大内がその前身であると考ええる。すなわち、孝景本紀には「大内を二千石とした。左右内官を設け、大内に属させた」とある。『史記』巻一一・孝景本紀の集解に引く韋昭は「大内とは京師の府蔵のことである」と述べており、おそらくこのことから陳直は蔵官を統括する都内と関連させたのであろう。

『新論』で挙げられた「少府所轄の園池の收穫高八十三億錢」という数値は、巻八六・王嘉伝にある「少府の錢十八億」と比較すると大きな隔りがある。「加藤繁 一九五二」では王嘉伝のものを元帝期の数値とし、『新論』のものは漢末の財政が比較的豊かだった時代の数値としているが、その差は大きく、文字の誤謬の可能性も指摘している。

⑤藉田または籍田とは、宗廟などに供える穀物を、天子が自ら農具を持って耕す儀礼であり、またその儀礼のために置かれた田のことである。『後漢書』巻二一・明帝紀・永平四年（六一）の藉田の注に引かれた『漢旧儀』には「皇帝自らがすきを持って耕す。天子は三度土を起こし、三公は五度、孤卿は七度、大夫は十二度行うが、士と庶人は田畝の最後まで行う。そして藉田倉に「收穫物を」運び込む。令と丞を置き、天地・宗廟の祭祀に供えさせる際に、供物とする」とある。

(5) 注 如淳がいう。幹の音は筥。あるいは幹に作る。幹は主の意味である。均輸の事を掌る。いわゆる「塩鉄を幹し、酒酤を権（専売）すること」である。

晋灼がいう。幹官は竹箭幹（竹製の矢柄）を掌る官長のことである。均輸には自ずから令がいる。

顔師古がいう。如淳の説が正しいようである。たとえ幹の文字で読んだとしても、財貨のことを幹持するとい

う意になるはずである。箭幹のことをいっているのではない。

**補注** 王先謙がいう。百官志三によれば、後漢には太倉、平準の令・丞があり、「ほかの均輸などの（前漢の）官はすべて廃された」とある。都内、籍田、幹官、鉄市はすべて省かれたものの中に含まれていたであろう。

**考証** 幹官について、「加藤繁 一九五二」は、如淳、顔師古の説に従いつつ、幹と筦の音義が同じであり、『漢書』では筦を「財賦会計を掌る」意に用いていることから、幹官を塩鉄の税を取り扱う官であるとし、その所管が移動することは塩鉄からの税収が帝室財政から国家財政への移行に対応すると述べる。一方、「陳直 一九七九」は、『十六金符齋印存』に「幹官泉丞」印があることから、幹は幹の誤りであるとす。また印中に「泉」字があることから鑄銭にかかわる官職であろうと推定している。

**(6) 補注** 王先謙がいう。戦国時代の斉の太倉長の例は、『史記』卷一〇五・扁鵲倉公伝に見える。甘泉倉長の例は、張敞伝に見える。農官倉長の例は、食貨志に見える。百官志五には「郡に都水官があれば、令・長および丞を置く。官秩はいずれも県・道と同様である」とあり、また「一般に郡県に水池および漁業収益が多い所には水官を置き、治水と収漁の税の徴収を掌らせた」とある。このように都水官を外郡に設置した。前漢では遠く離れた都

の大司農に所属していたが、後漢では郡国に直属させるように改められた。また百官志三の少府の条に「都水は郡国に属す」とある。これは少府から郡国に移管されたものである。『漢書』に見える都水はすべて都水長・丞であつて都水令は見えない。百官志にも都水令は見えない。

**考証** 王先謙は「農官倉長」が食貨志に見えると述べるが確認できない。また都水令についても百官志に見えないとするが、百官志五に「その郡に塩官、鉄官、工官、都水官がある場合は、管区の広狭により令、長、丞を置いた」とあるように、後漢には都水令があつた。なお『三輔黄圖』卷五・橋には長安城の北、渭水に架けられた横橋について、『三輔旧事』を引き「秦が横橋をつくり、漢は秦の制度を継承した。広さは六丈三百八十歩、都水令を置きこれを管理させた」と述べている。

**(7) 注** 服虔がいう。騶の音は搜狩の搜と同音である。搜は索の義である。

**補注** 王先謙がいう。服虔注の三つの「搜」の字は、官本にすべて「蒐」の字に作っている。これが正しい。

**(8) 補注** 王先謙がいう。騶粟都尉の例は、食貨志・蘇武伝・燕刺王伝・李広利伝・霍光伝・西域伝に見える。

**考証** 「陳直 一九七九」は卷二四上・食貨志上に、騶粟都尉趙過が「光を丞にした」とあることから、騶粟都

尉に丞があつたとする。

(9) **【考証】** 王莽期の始建国元年(九)に、『尚書』堯典にもとづき「大司農を改名して羲和とし、後に更めて納言とした」とある(巻九九中・王莽伝中)。

〔参考文献〕

大庭脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社。

a 「漢王朝の支配機構」

b 「漢の中将将・校尉と魏の率善中郎将・率善校尉」

加藤繁 一九五二 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との

區別並に帝室財政一斑」、『支那經濟史考證』上、東洋文庫

熊谷滋三 二〇〇一 「前漢の典客・大行令・大鴻臚」、『東

洋史研究』五九―四

小島祐馬 一九八八 中国に於ける刑罰の起源について、『古

代中国研究』平凡社、東洋文庫

百官表訳注(二) 二〇一〇 『漢書』百官公卿表訳注稿(二)』

『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編) 十三号。

山田勝芳 一九八一 「均輸平準と桑弘羊―中国古代における

財政と商業―」、『東洋史研究』四〇―三。

山田勝芳 一九九三 「専売・均輸平準、及び諸収入」、『秦漢

財政収入の研究』、汲古書院。

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社

何谷生 一九九五 『三輔黄圖校注』三秦出版社

漢平陵考古隊 二〇〇二 「巨形動物陪葬少年天子―初探漢

平陵從葬坑」、『文物天地』二〇〇二年第一期

龔留柱 一九八七 「秦漢時期軍馬的牧養和徵集」、『史學月

刊』一九八七年六期

周曉陸・路東之 二〇〇〇 『秦封泥集』三秦出版社

張永祿 一九九三 『漢代長安詞典』陝西人民出版社

陳直 一九七九 『漢書新証』(第五次校補版)、天津人民出

版社。

劉慶柱 二〇〇〇 「漢長安城遺址及其出土瓦當研究」、『古

代都城与帝陵考古學研究』科学出版社。

勞榘 一九七六 「居延漢簡考證」、『勞榘學術論文集』甲編上、

芸文印書館。

